

川崎市市民活動コーナー ロッカー鍵 受領書

市民活動コーナー（教育文化会館・大師／田島）設置のロッカー（鍵付き）を使用するにあたり、次の事項を条件といたします。

- 1 お渡しした鍵は、各団体で管理をしていただきます。
- 2 お渡しした鍵を紛失した場合、弁償をしていただきます。
- 3 非常事態が発生した場合、庁舎管理者が所有している合鍵で、ロッカーを開けることがあります。
- 4 ロッカーを使用しなくなった場合、すみやかに申出をし、鍵を返還してください。
- 5 占有スペースではありますが、きれいに使用してください。
- 6 「川崎市市民活動コーナー設置要綱」により、利用の制限に該当する場合、使用の差し止めをすることがあります。

年 月 日

上記の条件を了承し、鍵を受領いたしました。

団体名	
住 所	
氏 名	
ロッカーNo.	